一　法第五十三条第一項第一号に掲げる書類

一　北海道環境影響評価条例（平成十年十月北海道条例第四十二号。以下「北海道条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であって、北海道条例第六条第一項の規定による北海道知事への送付並びに北海道条例第七条の告示及び縦覧を経たもの

二　岩手県環境影響評価条例（平成十年七月岩手県条例第四十二号。以下「岩手県条例」という。）第六条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であって、岩手県条例第七条の規定による岩手県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに岩手県条例第八条の公告及び縦覧を経たもの

三　宮城県環境影響評価条例（平成十年三月宮城県条例第九号。以下「宮城県条例」という。）第五条の規定により作成された環境影響評価方法書であって、宮城県条例第六条第一項の規定による宮城県知事及び第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに宮城県条例第七条の公告及び縦覧を経たもの

四　宮城県条例第二十五条の規定により作成された環境影響評価方法書であって、宮城県条例第二十六条第一項の規定による宮城県知事及び第二種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付を経たもの

五　秋田県環境影響評価条例（平成十二年七月秋田県条例第百三十七号。以下「秋田県条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であって、秋田県条例第六条の規定による秋田県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに秋田県条例第七条の公告及び縦覧を経たもの

六　福島県環境影響評価条例（平成十年十二月福島県条例第六十四号。以下「福島県条例」という。）第六条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であって、福島県条例第七条の規定による福島県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに福島県条例第八条の公告及び縦覧を経たもの

七　茨城県環境影響評価条例（平成十一年三月茨城県条例第七号。以下「茨城県条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であって、茨城県条例第六条の規定による茨城県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに茨城県条例第七条の公告及び縦覧を経たもの

八　埼玉県環境影響評価条例（平成六年十二月埼玉県条例第六十一号。以下「埼玉県条例」という。）第四条第一項の規定により作成された環境影響評価調査計画書であって、同条第三項の規定による埼玉県知事への提出並びに埼玉県条例第六条の公告及び縦覧を経たもの

九　神奈川県環境影響評価条例（昭和五十五年十月神奈川県条例第三十六号。以下「神奈川県条例」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響予測評価実施計画書であって、神奈川県知事への提出並びに神奈川県条例第九条の公告及び縦覧を経たもの

十　富山県環境影響評価条例（平成十一年六月富山県条例第三十八号。以下「富山県条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であって、富山県条例第六条第一項の規定による富山県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに富山県条例第七条の公告及び縦覧を経たもの

十一　福井県環境影響評価条例（平成十一年三月福井県条例第二号。以下「福井県条例」という。）第七条の規定により作成された環境影響評価方法書であって、福井県条例第八条の規定による福井県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲内であると認められる地域を管轄する市町村長への提出並びに福井県条例第九条の公告及び縦覧を経たもの

十二　山梨県環境影響評価条例（平成十年三月山梨県条例第一号。以下「山梨県条例」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であって、同条第三項の規定による山梨県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに山梨県条例第八条の公告及び縦覧を経たもの

十三　長野県環境影響評価条例（平成十年三月長野県条例第十二号。以下「長野県条例」という。）第六条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であって、長野県条例第七条の規定による長野県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに長野県条例第八条の公告及び縦覧を経たもの

十四　岐阜県環境影響評価条例（平成七年三月岐阜県条例第十号。以下「岐阜県条例」という。）第七条の規定により作成された環境影響評価方法書であって、岐阜県知事及び関係市町村長への提出並びに岐阜県条例第八条第一項の公告及び縦覧を経たもの

十五　静岡県環境影響評価条例（平成十一年三月静岡県条例第三十六号。以下「静岡県条例」という。）第九条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であって、静岡県条例第十条の規定による静岡県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに静岡県条例第十一条の公告及び縦覧を経たもの

十六　三重県環境影響評価条例（平成十年十二月三重県条例第四十九号。以下「三重県条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であって、同条第三項の規定による三重県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長への送付並びに三重県条例第六条第一項の公告及び縦覧を経たもの

十七　滋賀県環境影響評価条例（平成十年十二月滋賀県条例第四十号。以下「滋賀県条例」という。）第六条第一項の規定により作成された環境影響評価実施計画書であって、同条第三項の規定による滋賀県知事及び対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域を管轄する市町長への送付並びに滋賀県条例第七条の公告及び縦覧を経たもの

十八　兵庫県環境影響評価に関する条例（平成九年三月兵庫県条例第六号。以下「兵庫県条例」という。）第八条の規定により作成された環境影響評価概要書であって、兵庫県知事への送付並びに兵庫県条例第九条第一項の公告及び縦覧を経たもの

十九　岡山県環境影響評価等に関する条例（平成十一年三月岡山県条例第七号。以下「岡山県条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価実施計画書であって、岡山県条例第六条第一項の規定による岡山県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに岡山県条例第七条の公告及び縦覧を経たもの

二十　広島県環境影響評価に関する条例（平成十年十月広島県条例第二十一号。以下「広島県条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であって、広島県条例第六条第一項の規定による広島県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長への送付並びに広島県条例第七条第一項の公告及び縦覧を経たもの

二十一　香川県環境影響評価条例（平成十一年三月香川県条例第二号。以下「香川県条例」という。）第五条の規定により作成された環境影響評価方法書であって、香川県条例第六条の規定による香川県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長への送付並びに香川県条例第七条の公告及び縦覧を経たもの

二十二　長崎県環境影響評価条例（平成十一年十月長崎県条例第二十七号。以下「長崎県条例」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であって、長崎県条例第八条の規定による長崎県知事及び対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域を管轄する市町村長への送付並びに長崎県条例第九条の公告及び縦覧を経たもの

二十三　大分県環境影響評価条例（平成十一年三月大分県条例第十一号。以下「大分県条例」という。）第五条の規定により作成された第一種対象事業実施計画書であって、大分県条例第六条第一項の規定による大分県知事及び第一種対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への提出並びに大分県条例第七条第一項の公告及び縦覧を経たもの